

# 工事契約約款

## 坂井建設株式会社

(総 則)

第1条 坂井建設株式会社(以下元請負人という)と、下請負人(以下下請負人という)は、元請負人が注文する工事(以下工事という)について、注文書、注文書に定めるもののほか、この工事下請契約約款(以下約款という)に基づき、図面、仕様書、その他図書(以下これらを設計図書という)に従いおのおの対等の立場に立って互いに協力し、信義を守り、誠実に履行する。下請負人は施工技術確保に努め、信頼性の高い品質を確保する。

(工事の契約)

第2条 元請負人は下請負人に対して工事注文書の発行と、下請負人は元請負人に対して工事注文書の提出により契約が成立する。  
2.下請負人は、設計図書に基づく工事施工計画書を作成し、契約締結後速やかに元請負人に提出して、その承認を受ける。  
3.工事注文書の特記事項は、本約款に優先する。  
4.元請負人は、必要があるとき見積書の提出を求めることができる。

(法令等遵守の義務)

第3条 元請負人及び下請負人は、工事の施工にあたり建設業法、その他の工事の施工、労働者の使用等に関する法令及びこれら法令に基づく監督官公庁の行政指導を順守する。  
2.元請負人は下請負人に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に対し必要な指示、指導を行い、下請負人はこれに従う、また、下請負人は下請負人も含むものとする。  
3.労働者災害補償保険の加入は、元請負人が行う。  
(安全衛生の確保等)

第4条 下請負人は、施工にあたり事業主として工事従事者の災害防止に万全を期する。  
2.下請負人は、災害防止のため元請負人の安全衛生管理の方針並びに、安全衛生計画を順守するとともに、自ら作業基盤を確立し、かつ責任体制を明確にする。  
3.下請負人は、その被用者又は下請負人の下請負人の被用者の業務上の災害補償について労働基準法第87条第2項に定める使用者として、保証引受けの責を負う。

(関連工事との調整)

第5条 元請負人は元請工事を円滑に完成するため、工事と施工上関連のある工事(以下関連工事という)との調整を図り、下請負人はその指示に従う。  
2.下請負人は、関連工事の施工者と緊密に連絡、調整を図り元請工事の円滑な完成に協力する。  
(契約保証)

第6条 元請負人は下請負人に対して、この契約に基づく債務の履行を確保するため、必要な担保(保証人を含む)の提供を求めることができる。  
(書面主義)

第7条 この約款の各条項に基づく承認、通知、指示、請求などは、原則として書面により行う。  
(意見の聴取)

第8条 元請負人は、施工に必要な工程の細目、作業方法を定めるときは、あらかじめ下請負人の意見を聞くものとする。

(権利業務の譲渡)

第9条 下請負人は、あらかじめ元請負人の書面による承諾を得ない限り、第三者にこの契約によって生ずる権利を譲渡し、義務を継承させてはならない。  
2.下請負人は、あらかじめ元請負人の書面による承諾を得ない限り、第三者に売却若しくは貸与したり、又は質権、抵当権、その他の担保の目的に供したり転用してはならない。  
(一括委任又は、一括下請りの禁止)

第10条 下請負人は、一括して工事の全部または、大部分を第三者に委任し又は、請負わせてはならない。ただし、あらかじめ元請負人の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(関連事項の通知)

第11条 下請負人は、元請負人に対して工事に関し、次の各号に掲げる事項をこの契約締結後速やかに書面をもって通知する。  
1.建設業の許可番号  
2.現場代理人をおく時は、その氏名及び主任技術者の氏名  
3.雇用管理責任者の氏名  
4.安全管理者の指名  
5.その他法律でおくことを義務付けられた有資格者  
6.工事現場において使用する1日当たりの平均作業員数  
7.工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法  
8.その他元請負人が、工事の適正な施工を確保する為必要と認めて支持する事項  
9.下請負人が、労働者を使用しないて事業を行うことを常態とするいわゆる一人社方である場合、労災保険の加入日  
2.下請負人は、元請負人に対して前項各号に掲げる事項について変更があったときは、速やかに書面をもってその旨を通知する。

(下請負人の関係事項の通知)

第12条 下請負人が工事の全部又は、一部を第三者に委任し、又は請負させた場合、下請負人は元請負人に対してその契約(その契約にかかる工事が数枚次の契約によって行われるときは、次のすべての契約を含む)に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知する。

(1)受任者又は、請負人の氏名及び住所(法人であるときは名称及び工事する営業所の所在地)  
(2)(2)~(7)は第11条の(1)~(6)を適用する。

)}  
(7)

5.その他元請負人が、工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項  
2.下請負人は、元請負人に対して前項各号に掲げる事項について変更があったときは、速やかに書面をもって、その旨を通知する。  
(工事責任者)

第13条 元請負人は、工事責任者を定めたときは、書面をもってその氏名を下請負人に通知する。  
2.工事責任者は、この約款に定めるもののほか、設計図書に基づき、下請負人または、下請負人の現場代理人に対し、指示、承認、検査、立合、その他工事現場を監督する。  
(現場代理人及び主任技術者)

第14条 現場代理人は、下請負人にな変わって現場に常駐して、工事の施工に関する一切の事項を処理し、その他現場の取組を行う。  
2.主任技術者は、工事施工の技術上の管理をつかさどる。  
3.現場代理人と主任技術者は、これを兼ねることができる。  
(工事関係者に対する措置請求)

第15条 元請負人は、現場代理人、主任技術者その他下請負人が、工事を施工するために使用している下請負人、作業員等で工事の施工又は管理につき著しく不当と認められるものがあるときは、下請負人に対してその理由を明示した書面をもって必要な措置をとるべきことを求めることができる。  
2.下請負人は、工事責任者とその職務に執行につき著しく不適当と認められるときは、元請負人に対してその理由を明示した書面をもって必要な措置をとるべきことを求めることができる。  
3.元請負人または下請負人は、前2項の規定による請求があったときは、その係る事項について決定し、その結果を相手に通知する。  
(工事材料の検査)

第16条 下請負人は、使用前に工事責任者の検査を受け、合格したものを使用する。  
2.下請負人は、現場内に搬入した工事材料を、工事責任者の承諾を受けずに、工事現場から外に搬出してはならない。

3.下請負人は、前項の規定に関わらず、検査の結果不合格と決定された材料については、遅滞なく工事現場外に搬出する。  
第17条 下請負人は、水中又は、地下工事その他施工後、外から明視することのできない工事については、工事責任者の立合を受けて施工する。

第18条 下請負人は、支給材料又は、貸与品はあらかじめ検査又は試験に合格したものとする。

(立 合)

第17条 下請負人は、水中又は、地下工事その他施工後、外から明視することのできない工事については、工事責任者の立合を受けて施工する。  
2.下請負人は、工事責任者の承認のもとに立合によって工事写真等の記録を整備し、前項の工事をすることができる。  
3.下請負人は、工事材料の内、調査を要するものについては、工事責任者の立合を得て調査したものでなければならずを使用してはならない。  
(支給材料および貸与品)

第18条 元請負人の支給材料又は、貸与品はあらかじめ検査又は試験に合格したものとする。  
2.支給材料又は、貸与品の譲渡時期は工程表によるものとし、その受け渡し場所は原則として工事現場とする。  
3.下請負人は、支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意をもって、使用及び保管しなければならぬ。  
4.下請負人は、支給材料(有償支給材料を除く)が必要となるとき、又は貸与品を使用済みとなるときは、速やかにこれを元請負人に返却する。  
(設計図書不適合の場合の改造義務)

第19条 下請負人は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、工事責任者とその改造を請求したときはこれに従う。ただし、その不適合が工事責任者の指示による等元請負人の責に帰すべき理由による時は、改造に要する費用は元請負人が負担するものとし、必要があると認められる場合は元請負人、下請負人で協議して工期を変更する。  
(条件変更等)

第20条 元請負人は、工事の施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を工事責任者に通知し、その確認を求める。  
(1)設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと  
(2)設計図書の表示が明確でないこと(図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む)  
(3)工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること  
(4)設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと

2.工事責任者は、前項の確認を求められたときは、自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、下請負人に対してとるべき措置を指示する。  
(工事の変更、中止等)

第21条 元請負人は必要があると認めるときは、書面をもって下請人に通知し工事内容を変更し又は工事の全部もしくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において必要があると認められるときは、元請負人と下請負人協議して工期又は請求代金額を変更する。  
(元請負人の請求による工期の変更等)

第22条 元請負人は特別な理由により、工期を変更する必要があるときは、下請負人に対して書面をもって二期変更を要求することができる。この場合における変更日は、元請負人下請負人協議して決める。  
2.この約款の他の条項の規定のより工期を延長しべき場合において特別の理由があるときは元請負人下請負人協議の上、通常必要と認められる範囲で工期を変更する  
3.前2項の場合において必要があると認められるときは、元請負人下請負人協議して請求代金額を変更する。  
(臨機)の措置

第23条 下請負人は、災害防止等のため必要があると認められるときは、元請負人に協力して臨機の措置をとる。  
2.下請負人は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用の内下請負人が請求代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、元請負人がこれを負担する。この場合における元請負人の負担額は、元請負人と下請負人協議して定める。  
(一般的損害)

第24条 工事的目的の引渡し前しに、工事的目的又は工事材料について生じた損害、その他の工事の施工に関して生じた損害(この契約において別に定める損害を除く)は、下請負人の負担とする。ただし、その損害のべつ元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。  
2.第三者に及ぼした損害

第25条 工事の施工に伴い工事関係者及びその他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人はその損害を負担する。ただし、その損害の内元請負人の責に帰すべき理由に生じたもの及び、工事の施工に伴い通常避けることのできない事象により生じたものについては、この限りではない。  
2.前項の場合、工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、元請負人と下請負人協力して、その解決処理にあたる。  
(天災その他不可抗力による損害)

第26条 天災その他不可抗力によって、工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入済みの工事材料又は、建設機械器具(いづれも元請負人が確認したものに限る)に損害が生じたときは、下請負人が善良な管理者の注意を怠ったことに基づく部分を除き、元請負人がこれを負担するものとし、その負担額については、取片付けに要する費用とともに元請負人と下請負人協議して定める。  
(完成検査)

第27条 下請負人は、工事が完成したときは元請負人に通知するものとし、元請負人は遅滞なく下請負人の立合の上、工事の完成を確認するための検査を行う。  
2.下請負人は工事が前項の検査に合格しないときは、遅滞なくこれを補修して、元請負人の検査を受ける。  
3.本条に定める元請負人の検査は、発注者の検査をもって、これに代えることができる。  
(部分使用)

第28条 元請負人は、工事の完成前においても、下請負人の同意を得て工事的目的の全部又は一部を使用することができる。  
2.前項の場合においては、元請負人はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用する。  
(請負代金の支払い方法及び時期)

第29条 工事の請負代金の支払い方法及び時期は、注文書、注文書に定めるところによる。  
2.元請負人または下請負人が、やむを得ない場合には、注文書、注文書の定めに関わらず、相手方の同意を得て、請負代金の支払い時期または、支払方法を変更することができる。  
3.前項の場合において元請負人または下請負人は、相手方の被った損害の負担については協議して定める。  
(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更)

第30条 工期内に必要な賃金又は物価の変動により著しく請負代金が不適当となり、これを変更する旨が元請負人と認められる時は、元請負人と下請負人とが協議して請負代金を変更することができる。  
(部分払)

第31条 下請負人は、工事責任者の検査に合格した出来形部分、および必要と認められたものについて、注文書、注文書に定めるところにより、部分払を請求することができる。  
2.元請負人は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書、注文書に定めるところにより、部分払を行う。  
3.元請負人は、部分払金の1割を工事完成まで保留することができる。  
(完成時の支払)

第32条 下請負人は、工事が第28条(完成検査)の検査に合格したときは、請負代金額の支払いを請求することができる。  
2.元請負人は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書、注文書に定めるところにより、請求代金額を支払う。  
(賃金などの立替払)

第33条 元請負人または下請負人の下請負人が賃金、材料代金等の支払を遅延するなど紛争が生じ元請負人が支払催告をしても支払われないときは、その権利者から書面による申し出により元請負人は立替払を請求することができる。ただし、原則として下請負人から事情を聴取する。  
2.元請負人は、前項より立替払をしたときは下請負人に対して、立替払として処理するものとする。  
(立替金と請負金との相殺)

第34条 元請負人が下請負人に対して立替その他の金銭債権を生じた時は、工事代金より相殺するものとする。  
(下請負人の中止権)

第35条 次の各号の一に当たるとき、下請負人は遅滞なくその理由を明示した書面で元請負人に通知し、工事の一部または全部を中止することができる。  
(1)元請負人が部分払を遅延し、下請負人が相当の期間を定めて催告してもなお支払われないとき  
(2)天災その他不可抗力より、工事的目的に損害を生じたため施工できないと認めるとき、あるいは工事現場の状態が変動したため施工できないと認められるとき  
(取返担保)

第36条 工事的目的に取返があるときは、元請負人は下請負人に対して当該工事の元請契約における取返担保期間まで、取返の補修又は、損害賠償を請求できる。  
2.前項の規定は、工事的目的の取返が支給材料の性質又は、元請負人若しくは工事責任者の指示等により生じたものであるときは、これを適用しない。  
(履行遅延の場合における損害金)

第37条 下請負人の責に帰すべき理由により、工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのある時は、元請負人は下請負人から損害金を徴収して、工期を延長することができる。  
2.前項の損害金の額は、元請負人と下請負人協議して定める。  
3.元請負人の責に帰すべき理由により、注文書、注文書に定める請負代金の支払いが遅れた場合において、下請負人は元請負人と協議の上、遅延利息の支払いを元請負人に請求することができる。  
(元請負人の解除権)

第38条 元請負人は、下請負人が次の各号の一に該当する場合は契約の全部又は一部を解除することができる。  
(1)正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき  
(2)その責に帰すべき理由により、工期内又は、工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められる時  
(3)前2号に掲げる場合の他、契約に違反しその違反により、契約の目的を達成することができないとき  
(4)破産、会社更生、民事再生手続開始等の申立をし、もしくは受けたことが明らかになったときなど、正常な営業的商行為ができなくなったとき  
(5)下請負人が暴力団等の反社会勢力と判明したとき又は協力関係にあることが判明したとき

2.元請負人は、前項の規定により契約を解除したときは、工事の出来形部分および部分払の対象となった物件の引き渡しを差し止める。ただし、その出来形部分が設計図書に適合しない場合は、その引き渡しを受けないことができる。  
3.元請負人は、前項の引渡を受けたい時は、その引渡を受けた出来形部分に相当する請負代金額を下請負人に支払う。  
4.元請負人は、第1項の規定により、工事の契約を解除した場合において、下請負人に対してその解除により生じた損害の賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、元請負人と下請負人協議して定める。  
第39条 元請負人は、工事が完成しない間は前条第1項に規定する場合の他必要があるときは、工事の契約を解除することができる。  
2.前条第2項から第3項までの規定は、前項の規定による契約を解除した場合に準用する。  
3.元請負人は、第1項の規定により契約を解除した場合においてこれにより下請負人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、元請負人と下請負人協議して定める。  
(下請負人の解除権)

第40条 下請負人は、次の各号の一に該当する理由のある時は、契約を解除することができる。  
(1)元請負人が契約に違反し、その違反によって工事を完成させることが困難になったとき  
(2)元請負人が請負代金を支払う能力を欠くことが明らかになったとき  
2.第38条(元請負人の解除権)第2項から第3項までの規定は前項の規定により、契約が解除された場合に準用する。  
3.元請負人は、契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を元請負人に対して請求することができる。この場合における賠償額は元請負人と下請負人協議して定める。  
(解除に伴う措置)

第41条 契約を解除したときは、元請負人と下請負人が協議して両当事者に属する物件について期間を定めてその引き取り、後片付けなどの処置を行う。  
2.前項の処置が遅れているときは、催告しても正当な理由がなく、なおわれなないとき、元請負人または下請負人は相手方に代わってこれを行い、その費用を請求することができる。  
(紛争の解決)

第42条 この約款の各条項において、元請負人と下請負人協議して定めるものにつき、協議が整わない場合、その他この契約に関し得て、元請負人と下請負人間に紛争を生じた場合には、元請負人または下請負人は、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会(以下審査会という)のあっせん又は調停により解決を図る。  
第43条 元請負人または下請負人は、前条のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前条の規定に関わらず、審査会の仲裁に対し、その仲裁判断に服する。  
(社会保険等の加入について)

第44条 下請負人は再下請の契約を行う場合は適用除外を除く社会保険等未加入業者と契約してはならない。ただし、再下請人が加入手続きを行うことが明らかかな場合は、加入後それを証明する資料を提出することを条件に除外できる。  
2.下請負人は再下請人に対し、社会保険等に加入することを指導し法定福利費の内訳を見積書に明示させ、適正に確保した契約をする。  
(災害防止協力金費)

第45条 元請負人は事前に下請負人の同意を得ることで、災害防止協力金費の負担を防止することができる。  
2.災害防止協力金費は、元請負人への請求額0,1000分の5とする。  
(補 足)

第46条 注文書、注文書並びに、この約款に定めのない事項については、必要に応じて元請負人と下請負人協議して定める。